

令和4年10月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和4年10月19日（水） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者

教育長	村田明彦
教育長職務代理者	奥野貞一
委員	多田謙司
委員	新熊和彦
委員	古山美穂
- ・説明者

教育次長兼教育総務課長	森井克則
学校教育室長	東浩朗
生涯学習室長兼世界遺産・ 文化財総合管理室長兼文化財課長	吉澤則男
学校教育課長	角田浩太郎
教育総務課参事	大前満
- ・事務局

教育総務課課長補佐	萬田正英
教育総務課主査	芝池祐太
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第25号
羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の委嘱
について

- 日程第4 議案第26号
後援名義の使用許可について
- 日程第5 報告第9号
羽曳野市立生活文化情報センターのエアコン等の取得
について
- 日程第6 報告第10号
羽曳野市就学援助規則の一部を改正する規則の制定
について
- 日程第7 その他
- ・令和4年10月1日付け人事異動について
 - ・日程調整など

開会：午前10時00分

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 10月5日に、校長会・園長会が行われました。
- (2) 10月7日に、教頭会が行われました。
- (3) 10月11日に、古市古墳群整備検討委員会が行われました。
- (4) 10月13日に、近畿都市教育長協議会が行われました。
- (5) 10月14日に、羽曳野市中学校生徒会交流会が行われました。
- (6) 10月18日に、峰塚中学校保健委員会による市長・教育長に給食に関するインタビューが行われました。

日程第3 議案第25号

羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の委嘱
について

- 世界遺産・文化財総合管理室長より、資料に基づき、羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の委嘱について説明があり承認を求めました。

《世界遺産・文化財総合管理室長》

羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の委嘱についてご説明いたします。執行機関の附属機関に関する条例によって設置された「羽曳野市史跡古市古墳整備検討委員会」について、委員の任期が本年10月31日をもって満了となります。つきましては、さらに検討課題があるため委員を再任し、令和4年11月1日から令和6年10月31日まで委嘱するため承認を得るものです。

委員については、別紙のとおり各分野で総勢6名となっています。

なお、以前、市長公室及び総務部長から通知のあった「非常勤の特別職等の選任

等に係る候補者の年齢等に関する基準について」では、再任の場合は満75歳を上限とすることとされていますが、田中先生は、この年齢を越えられています。しかし、検討委員会では峯ヶ塚古墳の修復や整備などの課題や案件を引き続き検討する必要があり、また、田中先生は、大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市で組織している保存活用会議の学術検討委員のメンバーでもあることから年齢は超えています。再任について併せて、承認を得るものです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

《教育長》

非常勤の特別職等の選任等に係る候補者の年齢等に関する基準がありますが、教育委員会で承認すれば再任できるわけですね。

《世界遺産・文化財総合管理室》

そのとおりです。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第26号

後援名義の使用許可について

- 教育総務課課長補佐より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育総務課課長補佐》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。新規申請事業1件と前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの5件になります。

新規申請事業は、団体名は「特定非営利活動法人はみんぐ南河内」事業名は「オナカマ食べようプロジェクト講演会」です。資料をご覧ください。

事業実施日は、令和4年11月20日(日)です。

事業内容としましては、今後より幅広く地域で安心して食べられる環境づくりを進めるため、コミュニティーや家庭のつながりを得にくい方への関わり、子どもの人権と地域で守る事の意義など「ふくし」についての話していただき、福祉・ボランティアについての知識、意識を高める事を目的としております。

「羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱」第2条第1項による許可対象事業の要件はクリアしており、なおかつ第2条第2項の「許可を行わない事業」の要件には該当しないと考えております。

2枚目以降に事業計画、予算書の資料を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に継続事業が5件ございます。

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったものになります。

1件目は、専決日令和4年9月30日、団体名は「羽曳野市少年少女合唱団」、事業名は「羽曳野市少年少女合唱団 創立50周年記念講演会」です。

2件目は、専決日令和4年10月3日、団体名は「羽曳野市民ウインドオーケストラ」、事業名は「羽曳野市民ウインドオーケストラ ウィンターコンサート（第39回定期講演会）」です。

3件目は、専決日令和4年10月5日、団体名は「ヒューマンアカデミー株式会社」、事業名は「ヒューマンアカデミー プログラミングロボット教室 ロボット製作無料イベント」です。

4件目は、専決日令和4年10月7日、団体名は「株式会社 朝日新聞社 販売第1部」、事業名は「親子体験イベント 作文・スクラップ教室」です。

5件目は、専決日令和4年10月12日、団体名は「羽曳野市ゲートボール協会」、事業名は「第40回羽曳野市協会杯ゲートボール大会」です。

いずれも後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

説明は以上でございます。

《教育長》

新規事業の会場がなぜ恵我之荘小学校なのか。広く周知するならもっとみんなが集まりやすい所で開催した方が良いような気がします。

また、参加者が地域住民・専門職・プロジェクト関係者となっていますが子どもは参加できますか。

《教育総務課主査》

地域住民とあるので参加はできると思います。ただ、目的や内容を見ると子どもよりは大人向けの話しになりそうな感じはします。

《教育長》

会場がなぜ恵我之荘小学校なのか聞いてください。

《教育総務課主査》

分かりました。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 報告第9号

羽曳野市立生活文化情報センターのエアコン等の取得について

- 生涯学習室長より、資料に基づき、羽曳野市立生活文化情報センターのエアコン等の取得について説明と報告がありました。

《生涯学習室長》

羽曳野市立生活文化情報センターのエアコン等の取得についてご説明いたします。羽曳野市立生活文化情報センターの空調設備の整備について、当初は既設配管の更新や修繕等が必要になるという予定でしたが、今年度、工事に着手するにあたり、改めて現状や作業内容を確認したところ、既設配管の多くをそのまま利活用できることが判明しました。

既設配管を利活用した作業内容であれば、改修の工期を短縮することができ、閉館等を行う必要がなくなり、また当初予定していた入替箇所より多くの器具を取替えることも可能になります。

結果的にエアコンの器具の購入金額が費用の多くを占めることになり、当初予算で計上していた「工事請負費」から「備品購入費」に予算流用し、設置費込みの器具の購入という形で事業を進めることとなりました。

つきましては、器具購入の予定価格が2,000万円以上の契約となり、議会の議決に付する契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決が必要となるため、第3回定例市議会において議案を提出するにあたり、教育委員会の意見の有無を確認するものでした。

本件については、議案提出日までに、当該議案に係る意見の確認が不可能であったため、「羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第2条の規定に基づき、教育長専決で「意見なし」となりました。

本報告は、同規則第4条第2項に基づく報告となりますのでご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

《多田委員》

当初の予算はどうなっていましたか。

《生涯学習室長》

約7,000万円の工事費となっていました。既存の配管が使用できることが分かり、器具の購入という事になりました。入札が執行され約3,000万円で購入できることになり、当初予定しておりました工事費より安価で入れ替えができます。

《教育長》

今回は、配管をうまく使いながらエアコンの室内機と室外機の交換という形になりました。来年も改修の予定がありますよね。

《生涯学習室長》

今年度を含め4ヵ年計画で改修を行う予定です。

日程第6 報告第10号

羽曳野市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

- 学校教育課長より、資料に基づき、羽曳野市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について説明と報告がありました。

羽曳野市就学援助規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。就学援助支給業務において、支給時期の前倒しに伴う修正を要する箇所について、教育長専決とし所要の改正を行ったものについて報告するものです。今回の就学援助規則の一部改正の内容の説明をさせていただきます。変更点は、就学援助費のうち早期支給分の支給時期を現行より早めます。支給時期を変更するために必要な規則の一部改正となっています。今までは、新入学予定の児童・生徒の保護者のうち、希望するものに対してのみ、通常は7月支給である「新入学用品費」を入学後すぐの4月下旬に支給していました。入学準備のために役立てていただけるよう、現行4月に支給していましたものを、2ヵ月早め、2月中旬ごろに支給するため、修正を要する箇所について所要の改正を行うものです。規則の文言については、「就学予定者の保護者」も受給資格を持たせる内容に変更しており、その他の制度については変更ございません。説明は以上となります。

《教育長》

今まで4月以降に入学準備金として、就学援助金を渡していましたが2月に支給するという内容です。大体の方は、5月の一括申請に来られます。

《学校教育室長》

5月に申請し認定されれば7月に支給されます。年度が変わって要件に変更があれば支給されない場合もあります。2回も手続きするのが面倒だという方は、5月に手続きされて7月に受け取る方が多いです。事前申請される方は5・6%ぐらいです。

《教育長》

いい事だと思っています。本当に必要な方がおられるので。支給額は5・6万円かな。

《学校教育室長》

小学校が5万4千円で中学校6万円です。

《教育長》

必要な人は、早めに申し込んでもらい2月の支給となります。

《新熊委員》

他の市町村に引っ越した場合はどうなりますか。

《学校教育室長》

悪意がある場合は追跡します。ただ、仕方ないケースも出てくると思うので、今後規則改正を行い対応する予定です。

基本的には、追跡することができる規則としますが、実際に他の市町村が行っているのは、転出先の市町村に本市で支給しているので、二重払いを行わないようにしてくださいと通知している所が多いです。本市も内容は、合わせようと考えています。

《多田委員》

この金額は、どこも同じですか。

《学校教育室長》

金額は、市町村によって違います。ただ国が示す基準があるので、概ね同じ額だと思います。

《教育長》

就学援助なので収入基準があります。

《古山委員》

就学援助が必要な人達が住んでいる地区が地域とか多い市町村は、もうおっしゃる通りだなと思います。手続きも大変なので早くマイナンバーカードが普及すればいいのと思っています。学校で必要な物の分は、お金を保護者に渡さずに直接支払うようにする。そうしても問題はないと思いますが。

《多田委員》

就学支援のお金が正しく使われているかどうかというのは、できないですよ。お金ではなく現物支給にするとかそんな形に変える。

《古山委員》

デジタル庁が関わっているので、1・2年で変わるなら学校から直接子どもに現物を渡し、請求は保護者にする。

《教育長》

一部は実施しています。例えば修学旅行の費用です。積み立てをしていない時は、あとで出ます。保護者の承諾は必要になりますが、学校代表の口座へ振り込んでもらい差し引きしたお金を保護者に返すという事を行っています。あくまで保護者の承諾が必要です。

《古山委員》

本当に広い意味で考えると教育を受けるための子どもの権利を剥奪している親なので、虐待してしたらいいと思います。経済的虐待だから学校が福祉部門と連携して行っているのが法律上、別に親の承諾がなくても子どもの権利を守るために、市としては、親の承諾なしでも出しますみたいな事を考え、子どものための財産管理をしないと。言い方は、悪いですけど本当に色々な考えの人が居るので、今から準備しとく方がいいと思います。

日程第7 その他

- (1) 体育館のエアコンの設置についての報告がありました。
- (2) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の11月定例教育委員会議を、11月18日（金）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前11時20分